

7/21打合せ後修正版

取扱厳秘

名古屋城木造天守閣の昇降に関する 新技術の公募支援業務委託

(討議用資料)

令和3年7月21日

株式会社日本総合研究所

今回アジェンダ

取扱厳秘

7月21日（水）09：30～11：00 ※オンライン会議

1. 課題棚卸と公募枠組みの確認 …… 80分

…・貴市からのコメントバックをもとに棚卸し（①～③は特だして議論）

- ① 複数採用／補完的採用の論点
- ② LAコメントの公募枠組みへの反映ポイント
- ③ 各会議体の整理
- ④ 英語の扱い
- ⑤ 障害者団体について
- ⑥ 説明会について
- ⑦ 様式集の最低要求水準チェックリスト

2. スケジュール変更を受けた詳細プラン …… 10分

3. その他

- ① 次回打ち合わせの議題について

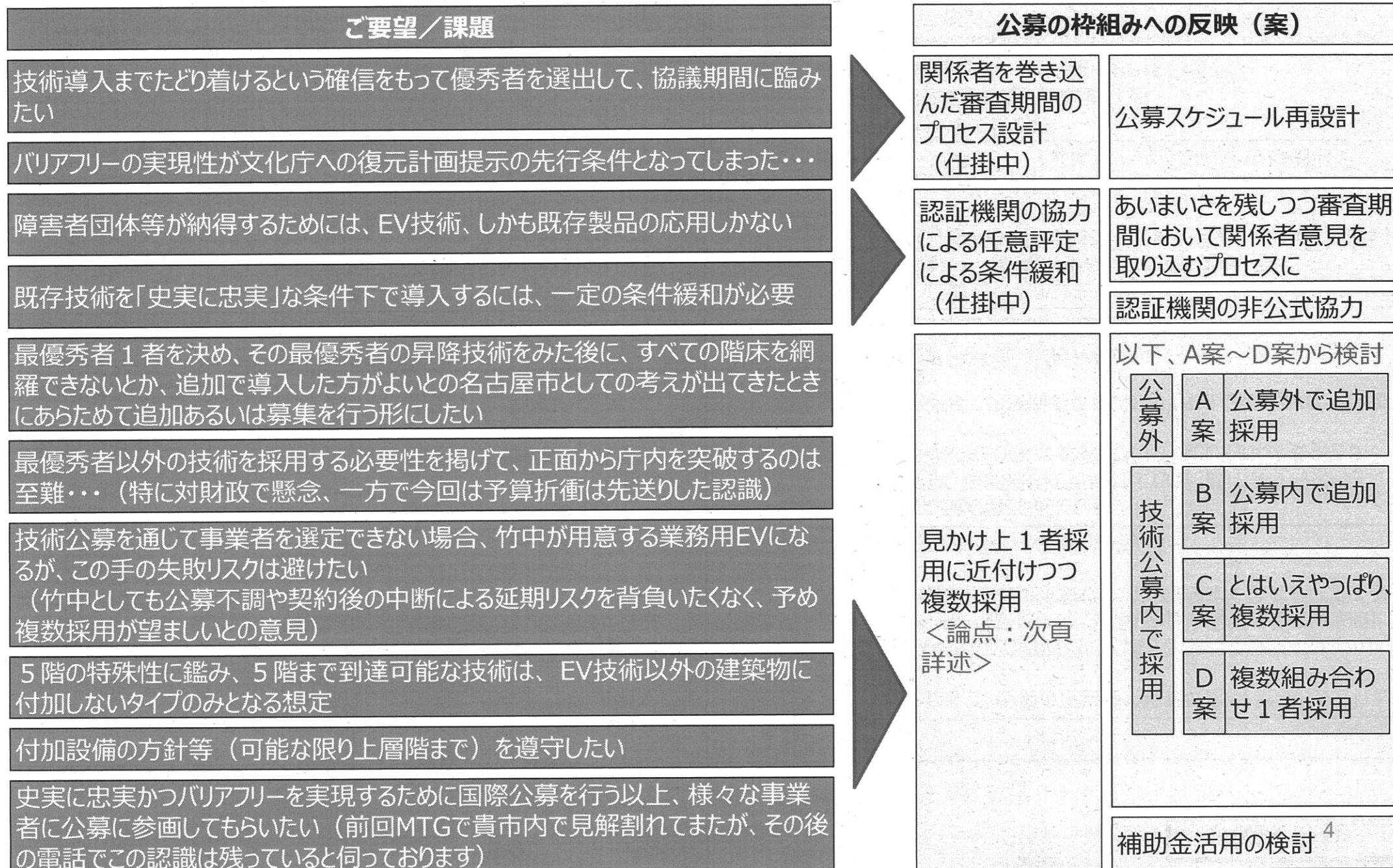
1. 課題棚卸 検討事項リスト1)公募スキームの変更点① 0721版

| 検討事項 | 概要 | 担当 | 期限 | ステータス | 備考 |
|------------------|---|----------|------|-------|--|
| スケジュール | <ul style="list-style-type: none"> 今回のリスクケジュールを正式なものとして各関係者にいつから伝えられるのか | 市 | ASAP | 済 | <ul style="list-style-type: none"> 市から竹中、安井に伝える 木造復元本体事業においても関係者に個別に伝えているので、同じでよいかと。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> 素案作成したが、調整すべき関係者・会議体や進め方について、早々に想定しておく必要がある <技術公募前、公募中ともに> | 市 | 7/21 | 済 | <ul style="list-style-type: none"> 公募開始前のワークショップは個別まわりの結果で判断する。開催想定で準備 バリアフリー検討会議は11月市会前は個別回り、議決後すぐに開催。公募完了後は結果報告。 全体整備検討会議へは報告。天守閣部会は公募開始前に非公開ワーキングを実施検討 |
| バリアフリー協議会 | <ul style="list-style-type: none"> 公募期間中は「バリアフリー協議会」で認識合っているか？ バリアフリー協議会はタウンミーティングに近い認識だが、この会議体の位置付けは技術公募内に留まらない認識であるが、この後も開催予定はあるのか？ | 市 | 7/21 | 済 | <ul style="list-style-type: none"> バリアフリー協議会は公募期間内に実施しない。昇降技術開発契約後に天守全体のバリアフリーの意見交換の趣旨で実施。 |
| 審査期間中の会議体の意見について | <ul style="list-style-type: none"> 審査期間中の会議体での意見について、審査基準に反映しないで、あくまで参考意見とする認識で合っているか？ | 市 | 7/21 | 済 | <ul style="list-style-type: none"> 認識の通り。 審査期間中の会議体は、ワークショップ、評価員・技術相談員会のみとなった。 |
| 天守閣部会 | <ul style="list-style-type: none"> 審査期間中の位置付けは何か？ また、技術公募前に開催し、「史実に忠実」の定義について予め諮問のうえ、公募条件に反映すべきではないか？ | 市 JRI | 7/15 | 済 | <ul style="list-style-type: none"> 提案された技術に対し、導入に向けての意見をいたたく。史実に忠実の確認は公募開始前の天守閣部会ワーキングを実施検討。 BF検討会議委員でもある麓先生・三浦両先生については、個別回りの際に事前に確認を上記行っておく。そのうえで、ワーキング開催を検討する。 |

1. 課題棚卸 検討事項リスト1)公募スキームの変更点② 0721版

| 検討事項 | 概要 | 担当 | 期限 | ステータス | 備考 |
|------------|---|----------|-----------|-------|--|
| 11月市会の予算措置 | <ul style="list-style-type: none"> 11月市会では、何を予算措置するのか。JRIとの補正？ 2億円、8千万円 | 市 | 7/15 | 済 | <ul style="list-style-type: none"> JRI補正措置のみ |
| 採用枠 | <ul style="list-style-type: none"> 補完的な採用にあたり、2次募集の考え方でよいか？ ただ、貴市意向を慮ると、2次募集は「行う可能性がある」程度の記載とした方が望ましいと思料している | 市 | 7/15⇒7/21 | 済 | <ul style="list-style-type: none"> 最優秀者以外の補完的技術の採用について記載する。公募要項に2次募集は記載しないが、共同体による応募を踏まえ複数採用の記載を工夫する。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> 上記の場合、採用枠をどう扱うのか | | 同上 | 済 | <ul style="list-style-type: none"> 現状の公募要項の2-1と2-2を統合する。 利用対象：障害の程度に応じて、4つの技術例は参考扱い 採用枠：「想定される動線」に置換 (以下備忘) 留意すべき点：多様性（「想定される動線」、障害の程度）、運用能力向上、フェイルセーフの観点から) |
| | <ul style="list-style-type: none"> こうした補完的な採用について、また、経理と熾烈な調整が必要と懸念しているが、そのリスクとスケジュールについて、ご教示いただきたい | 市 | 同上 | 済 | <ul style="list-style-type: none"> 技術公募において、補完的な採用は行わない |
| | <ul style="list-style-type: none"> 2次募集を実施する場合、ワークショップもとい意見交換会～評価員・技術相談員会～技術対話のプロセスを再度踏む必要があるか | 市 JRI | 同上 | 済 | <ul style="list-style-type: none"> 2次募集は実施しない。 |

1-1. ここまで検討で認識されている貴市が抱える要望／課題



1－1. 前頁複数／補完的採用の案ごとの論点整理

| | 概要 | メリット | デメリット |
|--|--|--|--|
| A案) 技術公募外で追加採用 ＝技術公募では1者採用 | <ul style="list-style-type: none"> ・技術公募終了後に新たに追加採用を実施（公募に参加した事業者が対象？） | <ul style="list-style-type: none"> ・複数採用の庁内説得の必要がなくなる ・竹中による追加採用など公募の枠組み以外での採用が可能 | <ul style="list-style-type: none"> ・技術公募外で採用する場合、公募の正当性や意義について疑義が出されるリスクがある ・技術公募外に該当する内容を公募要項に記載することは不適切ではないか ・契約協議あるいは契約中に破談になり、やり直し・追加採用の場合に長期化するリスクがある（その結果、長期化を受けて、竹中が逃げ、全体が破綻する懸念も） ・追加採用分の期間を追加で設ける必要がある |
| B案) 技術公募内で追加採用 | <ul style="list-style-type: none"> ・最優秀者選定後に追加採用を行う可能性がある旨を公募要項に明記 | <ul style="list-style-type: none"> ・A案のリスクが解消する ・「補完的な採用」という、貴市の意向に最も合致している | <ul style="list-style-type: none"> ・予め追加採用を明記するとC案と同じになる →そのため、公募要項では、追加採用の可能性までの記載に留めておくべき ・どういった場合に追加採用を行うのか、公募要項に明記しておく必要がある →以下は想定案 <ul style="list-style-type: none"> ➢ ①可能な限り上層階までの技術導入を目指すが採用技術のみでは実現が困難である場合 ➢ ②運用能力を検証した結果、採用技術のみでは不充分である場合 ・追加採用分の期間を技術公募期間内に追加で設ける必要がある |
| C案) (とはいえやつぱり、) 技術公募内で複数採用 | <ul style="list-style-type: none"> ・現在の採用枠から複数採用する旨、公募要項に明記 | <ul style="list-style-type: none"> ・A案のリスクが解消する ・複数採用の必要性に対する、素直な反映方針となる ・最短の公募期間となる | <ul style="list-style-type: none"> ・貴市意向に相反する（「最優秀者の昇降技術を見た後で検討したい」） ・契約金額枠の設定を含めて、複数採用が必要であるこの正面切っての庁内説明が必要（採用対象の枠の設定時期が公募開始期／提案書提出期限にかかわらず） <p>→ただし、来年度11月市会での予算折衝での説明となるため、それまでに公募結果が判明するため、以前よりハードルは下がったのではないかと思料</p> |
| D案) 技術公募内で複数組み合わせ1者採用 ※なお、複数の事業者によるコンソーシアムを組成し、1者として参加することを許容する旨は、公募要項に明記済 | <ul style="list-style-type: none"> ・1者あたり複数の技術による参加を許容する旨、公募要項に明記 <p>※なお、複数の事業者によるコンソーシアムを組成し、1者として参加することを許容する旨は、公募要項に明記済</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・A案のリスクが解消する ・複数採用の庁内説得の必要がなくなる ・PPP・PFI等でのコンソ組成など参考となる事例多数 ・事前に事務局側で根回し可能 ・比較的短期の技術公募期間に ・障害者団体が強く抵抗するような技術も織り込める可能性 | <ul style="list-style-type: none"> ・組み合わせを組成しておく必要がある →想定タイミングは以下2案が想定 ※次頁詳述 <ul style="list-style-type: none"> ➢ パタン①) 提案書提出まで（通常のPPP・PFI事例） ➢ パタン②) 参加表明を復活させ、その後に参加者同士の交渉期間を設定（19年度業務で検討） ・1技術のみ参加の場合の勝率が低下することで参加を見送る事業者が出てくる懸念がある ・参加者にとって組み合わせ組成の手間がかかる →組み合わせ組成時の協定を緩くしておく必要がある＜詳細は要検討＞ |

1-1. D案の場合の組み合わせ組成パターン

提案書提出まで
①参加者同士の交渉期間を設定
②

| 受付期間 | | | 審査期間 |
|---|--|--|------|
| | 参加者間での連携協議 | 提案書提出締切 | |
| <ul style="list-style-type: none"> 参加者間の任意または、事務局側での事前調整で参加者同士の組み合わせを組成 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 参加者同士 ▶ 建築物に付加する技術の導入資格を有する国内事業者 コンソーシアムを組成しての応募ならびに複数技術の組み合わせ応募を許可 <ul style="list-style-type: none"> ▶ コンソーシアム構成員間で基本協定締結 | <ul style="list-style-type: none"> 参加者（コンソーシアム含む）ごとに要求水準に基づいて提案書を提出 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 各費用についても、技術ごとに内訳が分かりつつ、合計費用を提示 | <ul style="list-style-type: none"> 予め事務局による仕込みが可能でコントロールしやすい 公募要項としては、参加資格要件のみの変更で済む | メリット |

参加者同士の交渉期間を設定
②

| 受付期間 | | | 審査期間 |
|--|--|---|------|
| | 参加者間での連携協議 | 提案書提出締切 | |
| <ul style="list-style-type: none"> 参加者は参加関心表明締切までに提出 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 参加者は参加関心表明を行った参加者の概要を公表 ▶ 参加関心表明した参加者同士の間で以下のマッチング協議期間を設定 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 参加者同士 ▶ 建築物に付加する技術の導入資格を有する事業者 ▶ コンソーシアムを組成しての応募ならびに複数技術の組み合わせ応募を許可 <ul style="list-style-type: none"> ▶ コンソーシアム構成員間で基本協定締結 | <ul style="list-style-type: none"> 参加者（コンソーシアム含む）ごとに要求水準に基づいて提案書を提出 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 各費用についても、技術ごとに内訳が分かりつつ、合計費用を提示 | <ul style="list-style-type: none"> 公募期間中に設けることで、あらゆる参加者に対して機会を提供したプロセスが確保される | メリット |

1-1. D案パタン①の際の募集要項への変更案

公募要項より抜粋 ※青太字が変更（追加）案（0721打合せ後修正） 黒太字はもともと共同事業体組成を認めていた記載

8. 申請手続き等

8-1. 参加要件

参加者は、大学、研究機関、民間企業、個人を問いません。

同一の参加者による複数の技術の組み合わせによる提案についても、要求水準を充足する限り、認めます。

審査参加にあたっては、次の①～⑦の要件を審査参加申請書類の提出期限の日時点で満たしている必要があります。

また、必要に応じて、参加者同士による共同事業体の組成も認めます。共同事業体を組成する場合には、構成する各事業者が同様に次の①～⑦の要件を満たしている必要があります。

① 次の税を滞納している者（地方税法（昭和25年法律第226号）第15条に基づき徴収の猶予を受けているとき、又は国税通則法（昭和37年法律第66号）第46条に基づき納税の猶予を受けているときは、納税していないものとみなす。）でないこと。

ア 市町村民税

イ 固定資産税

ウ 消費税及び地方消費税

② 名古屋市暴力団排除条例（平成24年名古屋市条例第19号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である者又は同条例第2条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

③ 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当しない者であること。

④ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号に該当する事由があった後3年を経過しないもの（当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱に基づく指名停止を受けているものを除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

⑤ 公募の開始の公表から最優秀者選定までの期間中に名古屋市指名停止要綱に基づく指名停止を受けているものでないこと。

⑥ 次に掲げるような著しい経営不振の状態にある者でないこと。

ア 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者。

イ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者。

⑦ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）又は商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）によって設立された事業協同組合等においては、当該組合の組合員が新技術公募に参加しようとする者等でないこと。

⑧～⑩の要件については、①～⑦に追加して、昇降技術開発契約までに満たすことが必須の条件となり、一次審査、最終審査における加点要素になります。

⑧ 事業に参加でき、かつ、昇降技術開発契約締結・契約履行を的確に遂行可能な技術的能力を有すること。

⑨ 事業に係る経理その他の事務について、的確な管理体制及び処理能力を有すること。

⑩ 事業に係る企業化に対する具体的計画を有し、その実施に必要な能力（設置工事となる場合、必要となる建設業の許可等）を有すること。

1-2. 契約管理課コメント その1

| No. | 確認事項 | 回答 |
|-----|---|--|
| 1 | <p>『物品購入と工事請負を合わせて公募を行うことについて、法的な裏付けはあるのか。工事請負だけであれば、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に基づく技術提案・交渉方式のガイドラインを国交省が出しており、技術対話というプロセスについても法的な裏付けがあるが、公募参加者が物品で応募してきた場合技術対話というプロセスの法的な裏付けがない。物品購入の場合は、発注者が仕様を確定させ入札すべきであり、発注者と入札参加予定者が仕様について協議すべきではないというのが原則。』</p> <p>『物品と工事請負は分けて公募を行った方が良いのではないか。』</p> | <p>(以下は20190311のリーガルコメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> もともと存在しないものを調達するわけで売買契約ではなく請負契約になると思慮。 開発納品作業を期日までに完成させる義務を背負わせる契約となるはずで請負契約である。 <p>(以下赤字は今回のリーガルコメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> 契約管理課の主張からすると、物品購入と工事請負を合わせて公募を行うことが問題がないというロジックを立てるよりも、工事請負にフォーカスすることがよいと考えます。 すなわち、物品購入と工事請負を合わせて公募を行っているわけではなく、あくまでも工事請負の公募を行っているのであり、当該工事を行うのに付随して物品が必要となっているだけであり、物品を購入しているわけではないというロジックがよろしいかと存じます。 仮に入札参加予定者が、既存の物品を活用することを予定しているとしても、発注者の要求は、必要な工事を完成してもらうことであり、その工事完成のために既存の物品がどこまで活用できるか、という関係にあると理解しています。 この理解を前提にすると、あくまでも工事請負の公募を行っているというには、法律的に十分に説明がつくことと考えています。契約の形態としても、工事請負契約という枠組みで、既存の物品を活用することは可能です。 |
| 2 | <p>『また、物品が最優秀者として選定された場合に木造天守の竣工まで年数があるため技術が陳腐化する懼れがある。既に製品化されている物品だった場合に開発というプロセスすらなくなる。物品購入で3,000万円を超える場合はWTO対象にもなる。』</p> <p>公募要項:実用品開発契約の箇所に提案技術の最新化を求める記載を入れる。</p> | <p>(以下赤字は今回のリーガルコメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> 最優秀者として選定されてから、竣工まで年数があることによる技術の陳腐化はご指摘のとおり避けられないかと存じます。対応としては、技術の最新化を補助金の交付の条件とすることや実用品開発契約における先方の義務とすることが考えられるかと存じます。 |
| 3 | <p>『一般的に、市が懸念している契約受注者の契約中止による回収リスクについては、発生してから対応しきること、すなわち債権回収しきることは極めて困難である。とりわけ、海外の事業者については、いっそう困難さが増すと認識しておいた方がよい。』</p> <p>構成員の離脱については、PPP/PFI案件での実施方針にも損害賠償の話は記載されている。本件でも公募要項の参加資格に記載を入れる。</p> | <ul style="list-style-type: none"> 19年度業務でのリーガルコメントについては後続スライドに記載 (契約管理課コメント以外の懸念点と解消策 (19年度業務より) #4参照) <p>(以下赤字は今回のリーガルコメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> 基本的にはご理解（上記、後続スライド参照）のとおり。 その他にも、契約受注者側の契約中止に対する抑止力として、違約罰（損害賠償金の約定）を定めることも考えられます。また、契約受注者が海外の事業者である場合には、回収可能性を高めるために、紛争解決手続として、日本国内の裁判手続ではなく、仲裁手続を定めることが望ましいと考えております。 |

1-2. 契約管理課コメント その2

| No. | 確認事項 | 回答 |
|-----|---|---|
| 4 | 『工事請負の場合は、技術提案・交渉方式に則って基本協定を結ぶことで昇降技術開発契約と昇降技術導入契約を継続して受注するよう制限することは可能。契約自体はその都度締結することになる。それは現在、竹中と結んでいるものと同様である。』 | <ul style="list-style-type: none"> ・ (以下は20190311のリーガルコメント) ・ 最優秀に選ばれた後速やかにMOU（覚書、基本合意書）を結び、契約することを担保する。 ・ 最優秀=自動的に契約責任を負うようにする ・ 契約は完成義務を負うものであり、市は完成しろと言えることになる、もしくは契約解除し損害賠償、払った金額は返還請求する（出来高払いの精算はせず全額） ・ 納期が間にあわなかったときの損害については、正確に見積もりが不可である。あらかじめ違約金（過剰な金額設定は出来ないという日本の慣習はある。レピュテーションリスクも見積もれない）を決めておくほうがわかりやすい。 ・ (以下赤字は今回のリーガルコメント) ・ 技術提案・交渉方式以外の方法であっても、協定書の締結により、一定程度先方を拘束することは可能かと存じます。 ・ 基本協定を締結しても契約締結前の辞退を禁止することが難しいのはご指摘のとおりですが、当該協定書の定め方次第ですので、辞退できる場合を限定し、それ以外の辞退の場合について違約罰（損害賠償金の約定）を定めることも、法的には可能です。 ・ また、協定書の締結自体により契約書締結への期待も生じますので、協定書が存在しない場合と比較すると、辞退の可能性が低減すると考えており、また、上記期待が裏切られた場合には損害賠償請求もしやすくなると考えられます。 |
| 5 | 『協議期間中に許認可認定機関との協議や復元検討委員会への提出資料の作成協力などを業務として実施されるのであれば何らかの契約を締結した後行うべき。工事であれば基本協定を締結し開発契約の中で実施されれば良い。1年間の協議期間というのも長すぎる。通常は1か月程度。協議期間は契約協議の期間として位置付ける。』 『最優秀者選定後でも昇降技術開発契約を締結する前であれば、基本は自由に辞退できる。工事請負の場合は基本協定を結ぶことで開発契約を結んだら導入契約も結ぶように縛ることはできる。』 | <ul style="list-style-type: none"> ・ ちなみに、PPP等では4カ月程度が一般的です。 ・ (以下赤字は今回のリーガルコメント) ・ 基本協定締結後から契約締結までの期間が長くなればなるほど、前提条件等が変化するため、基本協定で縛りにくい状況になっていくものと考えられます。 ・ 対策のアイデアとしては、①契約を細分化し、最初の1年間に実施する予定の項目のみを対象とする契約を短期間にうちに締結すること、②基本協定と類似の枠組みですが、基本協定締結と契約締結までの間に、つなぎとして基本契約書を締結すること、③基本協定締結後、一定期間毎に基本協定のアップデート（変更手続）を行うこと等が考えられます。 |

1-2. 契約管理課コメント その3

| No. | 確認事項 | 回答 |
|-----|--|--|
| 6 | 『公募終了時に賞金として最優秀者に金銭を支払う方法は思いつかない。工事請負の場合は、技術提案・交渉方式に則って基本協定を結んだあとに昇降技術開発契約を結べば通常通りの完成金支払いとして8千万円を支払うことができる。物品の場合は既製品の購入だと開発がないので、即購入となる。なんらかの開発を求めれば、「開発に対する補助金」として金銭を支払うことは可能だと思われる。ただし、その場合も支払い時期は昇降技術開発契約完了時になる。』 | <ul style="list-style-type: none"> 開発に対する補助金を支払うことが可能とのコメントと理解しております。 建設工事等についても、後続スライドで前払・中間金払の事例を紹介しております。 |
| 7 | 『保守管理業務については、あまり知見がない。他施設のエレベーター工事の契約は大体が工事完了後に随意契約という形で設置工事を行ったエレベーターメーカーと契約している。実質、言い値と思われるが、ライフサイクルコストを考えると公募に保守管理業務を含むべきかという懸念は理解できる。』 | <ul style="list-style-type: none"> 公募に保守管理業務は含めませんが、設置後に随意契約を行いますので、特段問題ないコメントです。 |
| 8 | 『公募参加者の参加要件の確認は参加表明時でも審査時でも良い。確認内容も特に定めはないが、海外の事業者の場合は求めている書類の代替が必要になるかもしれない。』 | <ul style="list-style-type: none"> 特になし。 |
| 9 | 『評価員・技術相談員の秘密保持契約は、やりたければやっても良いと思うが、設置要綱等に業務上知り得た情報についての口外を禁ずる旨を記載する程度でも良いかも知れない。 『市職員については、条例上の守秘義務が発生している。』 | <ul style="list-style-type: none"> 評価員・技術相談員会の秘密保持契約については、事業者ヒアリングの際に、評価員・技術相談員が競合であったり、口外して困ったケースがあるという指摘を受けたため、締結すべきと考えます。 市職員については、その旨、しっかりと公募要項に明記すべきと考えます。 <p>(以下は20190311のリーガルコメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> 審査員の情報漏えいリスクを市は負えない、よって機密保持契約を市と審査委員で結んでおく（委員委嘱状にNDAを記載する） |
| 10 | 『ワークショップ参加者については、実効性が確保しにくいので、参加者が公表可能な範囲で実施する方が良いかもしれない。』 | <ul style="list-style-type: none"> 特になし。 |
| 11 | 『竹中の公募への参加については、建築工事と他の衛生工事や電気工事を分離発注する場合に一般競争入札を行う際の衛生工事や電気工事の入札要件には建築工事を受注していない事と記載しているため、何らかの方法で竹中の参加を制限することは可能だとは思う。』 | <ul style="list-style-type: none"> 特になし。 |
| 12 | 『参加者への支援のうち、経済団体とのマッチング機会の提供と外部資金調達（クラウドファンディング）については、参加する事業者が考えるべき問題であり、実際に斡旋するしないに関わらず名古屋市が特定の事業者を斡旋しているような疑念を持たれること自体を避けた方が良い。』 『階段体験館の利用については、物損はともかく人に対する責任については明確にしておいた方が良い。』 | <ul style="list-style-type: none"> 経済団体とのマッチングや外部資金調達については、特になし。 階段体験館の利用規約の策定及び、対物、対人保険の検討が必要と考えます。 |

1-2. 契約管理課コメント以外の懸念点と解消策(19年度業務より)

| No. | 貴市ご懸念事項（19年度業務時点） | 回答 |
|-----|--|---|
| 1 | 実用化と設置引渡しの2段階に分割する意義を財政に説明しにくい | <p>(以下は20191205のリーガルコメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> まず、契約自由の原則が前提事項で、当事者同士の合意がすべてに優先される。 民法§633の「目的物引渡しと同時」などの記載は、あくまで典型契約という扱い したがって、1つの契約でマイルストーンを置いてもよいし、2つの契約に分けててもよい 設計図や試作品のようなものを成果物として認めることで、無形のものに対して市が支払いをするという事態を回避できる⇒試作品を成果物として認めて前払いに対応する |
| 2 | 設置引渡し契約期間中に受注者が破綻した場合、該当技術はどうするのか | <p>(以下は20191205のリーガルコメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> 技術そのものの所有権を名古屋市に譲渡する旨を契約文に加えておいた方がよい。 |
| 3 | 実用化（実用品として開発された）という判定をどうするのか？ | <p>(以下は20191205のリーガルコメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> 各技術に応じて契約書を準備しておいた方がよい。 |
| 4 | 昇降技術導入契約が履行されない場合、昇降技術開発契約までの支払分が回収できないのではないか？ 昇降技術開発契約時に一部前払いした場合、契約不履行時に回収できないのではないか？ | <p>(以下は20191205のリーガルコメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般的に債権回収しきることは極めて困難。特に国外ならなお更。 そのため、予防策を講じていくことを対策の中心とすべき。 <ol style="list-style-type: none"> 審査段階でのスクリーニング：実用化期間が長期化した状況を鑑み、事業継続能力の評価を、配点比重や審査基準について以前よりも重視すべき 契約の支払条件の設定：A)取り込み詐欺のような事態にならない点、B)事業継続可能になる点の2点のバランスをシミュレーションしつつ、前払い金の比重と期間の設定を行うべき 個人保証：公募要項に実用品開発契約の締結に際して「信用力を補完する措置を講じることがありうる」という一文を盛り込むことで、信用力が懸念される研究開発者に対して、契約協議時に（特約的に）個人保証の条項を追加するための予防線を張っておく |
| 5 | 実用化期間が長期間になるため、契約締結時に見積費用よりも実際の費用が大きくなる事態が発生する可能性 ⇒受注者から契約金額増額要求の懸念 | <p>(以下は20191205のリーガルコメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> あらかじめ契約にて、契約金額以上の費用については、受注者負担とする旨、明記しておく。 |

1—3. 各会議体の整理

| 会議体 | 位置づけ | 時期 |
|------------------|---|---|
| 全体整備検討会議 | <ul style="list-style-type: none"> 天守閣復元事業全体に係る検討会議（全体を統括） 公募の開始、結果報告 | <ul style="list-style-type: none"> 技術公募開始前、11月市会議決後すぐ 技術公募終了後 |
| 天守閣部会（非公開のワーキング） | <ul style="list-style-type: none"> 天守閣に係る検討会議 | <ul style="list-style-type: none"> 技術公募開始前に非公開のワーキングを実施検討 その前に、BF検討会議委員の麓・三浦両先生に個別回りを行い、史実に忠実についてコメントをもらい、そのうえでワーキング実施検討をする 審査期間中の提案書提出締切後、バリアフリー協議会開催後、2週間後程度を目途に開催（こちらは是非要確認） |
| 技術全体 | <p>バリアフリー協議会（新設）</p> <ul style="list-style-type: none"> BF検討会議、ワークショップ等の参加者が一堂に会するTM・・・そのため合議を得るというよりもプロセス自体を重視 昇降技術に加え、スロープ等の技術についても検討対象とする <p>バリアフリー検討会議</p> <ul style="list-style-type: none"> 従来のバリアフリー検討部会における会議体 バリアフリー技術全般を取り扱い 公募の開始、結果報告 <p>障害者団体連絡会 各区老人会 ※市主催ではない</p> <ul style="list-style-type: none"> 採用対象候補の技術に対して要望出し <p>ワークショップ意見交換会</p> <ul style="list-style-type: none"> 任意の障害者、高齢者等の参加による技術へのコメント <p>評価員・技術相談員会</p> <ul style="list-style-type: none"> 提案書提出締切後の参加者技術に対する質問や改善要望についてのコメント出し 審査期間中のワークショップ、バリアフリー協議会、天守閣部会等の会議結果の把握（事務局が報告） <p>評価員会</p> <ul style="list-style-type: none"> 審査基準に基づいた公募技術の評価 <p>技術相談員会</p> <ul style="list-style-type: none"> 技術公募、協議期間、実用化期間を通じた技術開発に対する相談対応 | <ul style="list-style-type: none"> 実用化期間中、昇降技術開発契約後に天守全体のバリアフリーの意見交換の趣旨で実施 <ul style="list-style-type: none"> 技術公募開始前、11月市会議決後すぐ 8月に個別回りを行っておく 技術公募終了後（全体整備検討会議の前に開催）に結果報告 技術公募開始前の公募資料説明を個別回りで実施 技術公募終了後の採用技術説明 <ul style="list-style-type: none"> (技術公募開始前、公募資料案説明のための個別回りの際に、必要な場合にも開催を検討、開催想定で準備) 審査期間中の提案書提出締切後、2週間後程度を目途に開催 技術公募開始前の公募資料説明で、8月は個別回りし公募資料修正反映、その後9月目途で会議体開催し修正内容を確認 審査期間中の提案書提出締切後、各会議体開催を受けた技術対話前に開催 <ul style="list-style-type: none"> 審査 受付期間中に時期を2つに区切って開催 |

1. 課題棚卸 検討事項リスト1)公募スキームの変更点③ 0721版

| 検討事項 | 概要 | 担当 | 期限 | ステータス | 備考 |
|--------|---|----------|----------------------|-------|---|
| 資料英訳 | <ul style="list-style-type: none"> 契約書はどうしますか？（おそらく日本語でないと難しい） 公募資料は先方に訳してもらいつつ、参加する方式が一番リスクがすくないと思いますがいかがですか？ | 市 JRI | 7/15⇒ 資料は 7/21 | 済 | <ul style="list-style-type: none"> 契約書は日本語のみで 公募資料は日本語で、概要版のみ英語 技術公募HPについては、日英両訳 |
| 竹中の関与 | <ul style="list-style-type: none"> 説明会において、竹中が個別に口頭で今回の建築条件における制約等について説明を行いたいとの希望あり この場合、説明会として実施する必要がある | 市 JRI | 7/21 ⇒7/30 | 仕掛中 | <ul style="list-style-type: none"> 竹中の説明内容を確認。あらかじめ公募要項に記載しておく必要があるか確認。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> 建設業許可等を未取得のため、昇降技術導入契約の直接の実施が困難なケースに備える必要がある。 たとえば、竹中にその場合、再委託して施工を担ってもらうなどの仕組みが必要ではないか。 上記が難しい場合、事前にコンソーシアムを組成してもらい、提案書を提出してもらう必要がある。 | | 7/21 ⇒7/30 | 仕掛中 | <ul style="list-style-type: none"> スキームを確認。安井S氏に依頼中。 竹中打合せで要確認 |
| BCJの関与 | <ul style="list-style-type: none"> 具体的な対象技術がわからない段階では、詳細なコメントを返すのは難しい点及び公募開始後に参加者の技術に対しては非公式にコメント協力可能という7/7往訪結果に基づき、提案書締切後の段階で、建築物に付加する技術について、個社名を伏せて連絡し、非公式にコメントをもらう。 上記段取りを詰めておく必要がある。 | 市 JRI | 3/31 | 仕掛中 | <ul style="list-style-type: none"> OK |

1-4. 他事例からみた資料英訳是非について

| 名称 | 主催 | 開催 | 目的 | | 言語 |
|------------------------------------|---------------------------------------|---------------------|---|-------------------|-------------------------|
| 新国立競技場整備事業 | 日本スポーツ振興センター（独法） | 日本 | 新国立競技場のコンペ | 公募資料 | 日本語のみ |
| 春近発電所大規模改修工事 ※他、多数 | 長野県 | 日本 | 老朽化した発電設備について、再エネの固定価格買取制度の新設区分を活用した大規模改修 | 公募資料 | 日本語のみ 英語は概要版 ※WTO |
| トヨタモビリティアンリミテッド チャレンジ 【国際公募】 | トヨタモビリティ基金 (トヨタ) | 日本 (実行部隊 は米国) | 下半身不随の障害者向けのモビリティ技術開発の加速化 | 公募資料 | 英語のみ |
| NESTA Challenge 【国際公募】 | NESTA（英国の非政府部門公共機構） | 英国 | 所得・職能が乏しい国内労働者向けにキャリア形成のためのデジタルソリューション開発 | 公募資料 | 英語のみ |
| 宮島口まちづくりコンペ | 廿日市市 (共催：広島県) | 日本 | 「世界遺産・宮島」の玄関口である当該地区的まちづくりアイデアを募集 | 公募資料 | 日本語 英語 |
| Startup World Cup 2020 大阪予選 | OSAKA Innovation HUB (公益財団法人大阪産業局) | 日本 | 米団体が主催する、世界最大級のグローバルピッチコンテスト・カンファレンスの大坂予選 | WEB上でのみ 公募情報掲載 | 日本語 英語 |
| Fukuoka Smart Challenge | 福岡市の外郭団体 FUKUOKA Smart EAST | 日本 | 九大箱崎キャンパス跡地利用として、スマート技術の実証 | WEB上でのみ 公募情報掲載 | 日本語 英語 |
| 未来2020 | III ※2020年まで日本総研も事務局 | 日本 | アイデアや技術の事業化を目指す方のビジネスプランを募集し、表彰者に基金調達、事業マッチング | WEB上でのみ 公募情報掲載 | 日本語 英語 |

公募資料を作成しているケースで、日本語版と英語版、あるいは2か国の言語で作成しているケースは
宮島口まちづくりコンペ以外には見当たらない模様

1. 課題棚卸 検討事項リスト1)公募スキームの変更点④ 0721版

| 検討事項 | 概要 | 担当 | 期限 | ステータス | 備考 |
|-----------------|--|----------|-------|-------|--|
| 協議期間中のスケジュール | <ul style="list-style-type: none"> まずは早々に基本協定案を作成・提示して、基本協定を締結のうえ、協議に臨む流れではないか？ なお、現在の仕様では、契約協議は対象外のため、追加措置いただける場合、LAに対して協定案の準備を指示することで作業効率化を図れる | 市 JRI | 7/15 | 済 | <ul style="list-style-type: none"> 認識の通り。 |
| 協議期間中に行われる会議体 | <ul style="list-style-type: none"> バリアフリー検討会議と全体整備検討会議を想定されているが、この会議体で何を検討する想定か？ 利用者の参画をプロセスとして確保するならば、バリアフリー協議会ではないのか？ | 市 | 7/15 | 済 | <ul style="list-style-type: none"> 報告のみ バリアフリー協議会は昇降技術開発契約後に実施。 |
| 協議期間中の所管事務調査 | <ul style="list-style-type: none"> この位置づけは何か？昇降技術開発契約や昇降技術導入契約は議決事項ではないのか？ | 市 JRI | 7/15 | 済 | <ul style="list-style-type: none"> 重要な審議事項について議員に對して個別に事前説明する 昇降技術開発契約の補正予算 |
| 評価員会 技術相談委員会 | <ul style="list-style-type: none"> 7/7貴市資料では公募開始前には会議体の開催の記載はないが、実施する認識でよいか？（10月までに1回、公募開始直前に1回） 緊急事態宣言発出中等に開催する必要がある場合、オンライン開催が可能か、事前に確認する必要がある 個別回り、会議開催の調整 | 市 JRI | 7/15 | 済 | <ul style="list-style-type: none"> OK。個別まわりも実施。 公募準備期間については、個別回り終了後に、9月中日途に資料等確認のため1度開催でOK オンラインもあり |
| BF検討会議 | <ul style="list-style-type: none"> 個別回り、会議開催の調整 | 市 | 8月頃 | 未着手 | <ul style="list-style-type: none"> 個別まわりはできるだけ早く、検討会議は11月市会直後 |
| 障害者団体連絡会 | <ul style="list-style-type: none"> 7/7貴市資料では、会議体としては11月市会後のみを想定されているが、市会前の実施は不要か？ 個別回り、会議参加等 | 市 | 7/15 | 済 | <ul style="list-style-type: none"> 10月までの段階では、個別回りを想定 同上 |
| 高齢者 | <ul style="list-style-type: none"> 各区の老人会と調整して協力を確保する必要がある | 市 | 9/6まで | 未着手 | <ul style="list-style-type: none"> 同上 |
| ワークショップ | <ul style="list-style-type: none"> 名称が誤解を招くため、「意見交換会」でいかがか？ 上記以外の団体が存在しますが、そういう団体にも声掛けすべき？⇒声掛けしない | JRI | 7/21 | 済 | <ul style="list-style-type: none"> 開催は10月までの段階でも個別回りの状況に応じて検討 名称はワークショップのまま |

1. 課題棚卸 検討事項リスト1)公募スキームの変更点⑤ 0721版

| 検討事項 | 概要 | 担当 | 期限 | ステータス | 備考 |
|-----------------|--|-----------|------|-------|--|
| 説明会 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 枠組み検討 | JRI 竹中 | 7月末 | 仕掛中 | <ul style="list-style-type: none"> ・ シンポジウムもあわせ実施する案 ⇒映像配信方式 ⇒一方で、竹中からの説明を考慮すると、通常方式も望ましい ⇒映像は事前に録りつつ、説明会を実施してはいかがか。 (竹中に要確認) |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ 公募開始後に一回程度実施予定するため、会場等確保 | 市 | 7月末 | 仕掛中 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 公募開始日程確定次第、検討を再開予定。 …竹中説明を込みでリアルタイムで実施する場合は、必要になる (竹中に要確認) |
| マッチング | <ul style="list-style-type: none"> ・ 特に国外参加者が維持管理体制を構築するための国内事業者とのマッチング機会 | JRI | 7/15 | 済 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定事業者のみの紹介は困難のため取りやめの結論 |
| 天守「閣」の呼称 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 天守閣部会と呼称統一が必要（表記揺れ対応） | 市 | 7月 | 仕掛中 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 公募までに整理が必要 |
| 公募書類全体 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 主語、目的語を明確にする | JRI | 6月上旬 | 仕掛中 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 5/27竹中打合せ指摘事項 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ 公募開始時に公表する資料について検討しておく必要がある（公表、希望する事業者に個別に送付等も含めて） | 市 JRI | 7月末 | 仕掛中 | <ul style="list-style-type: none"> ・ CADデータ、外観図（城外から天守までのアプローチ（クレーンなどの大型重機）、階段詳細図、開口部の平面、立面図 ・ CADについては、2D／3Dの2種類あることを認識（してどうするんでしたっけ？） (竹中に要確認) |
| 参加者に対しての公表／提供資料 | | | | | |

1-6. 技術公募における説明会について案 映像版

説明会を映像配信形式にしてはいかがでしょうかという案です

※他自治体事例をもとに素案作成

1. プロモ映像 5分
2. 市長挨拶 5分
3. 資料ベースで市担当者説明 15～30分
4. ~~技術公募への期待~~ ……スイス大使館、サイバースロンからのコメント各5分

※英語版については、以下2案ありますが、以下がでしょうか。

- i. ~~字幕を当てる~~：収録に3週間程度要する、その分費用也要する
- ii. 担当者が英語で話しなおす：映像にはパワポが投影されているだけなので、原稿をただ読めばよい、要説明資料の英語化

1-6. 技術公募における説明会について案 リアルタイム版

事前撮りした映像配信しつつ実施してはという案です。

オンライン／対面方式

1. プロモ映像 5分
2. 市長挨拶 5分
3. 資料ベースで市担当者説明 15～30分
4. 竹中からの補足説明 20分
5. 質疑応答 60分

※同時通訳

1. 課題棚卸 検討事項リスト1)公募スキームの変更点⑥ 0721版

| 検討事項 | 概要 | 担当 | 期限 | ステータス | 備考 |
|------------------|--|---------------|------------|---------|---|
| 審査 | <ul style="list-style-type: none"> 安全性検証チェックリスト作成 | JRI ⇒ 市 | 一旦、 7月中 | 仕掛 中 | <ul style="list-style-type: none"> 試作機を用いたテストについてチェックリストを提供（ステップなごや含む）。 <p>JRI追記：5/19MTG資料2-1⑦参照ください</p> <p>…市確認中</p> |
| 審査用映像の事務局側での編集可否 | <ul style="list-style-type: none"> 審査用の映像資料のフォーマット編集について、再委託予定の映像事業者に扱ってもらるべきか判断しておく 参加者提出資料を事務局側で編集する場合、リスクを負ってしまう懸念がある | JRI 市 | 7/15 | 済 | <ul style="list-style-type: none"> 編集しないでよい ⇒映像事業者に伝達必要（伝達は映像事業者とのスケジュール立て直し打合せ時に実施します） |
| ステップなごや運用 | <ul style="list-style-type: none"> 研究開発者が使用を申請する際のルール、予約システム | 市 | 一旦、 7月中 | 仕掛 中 | <ul style="list-style-type: none"> 要項別紙4 ⇒調べてみたが名古屋城内で保険に加入している建築物は本丸御殿の建物総合損害共済のみ。内容は物損補償で、人身事故は補償外のように見える。 ⇒ルール等を決めないといけない。 <p>JRI追記：ルールは承知です。加えて、ステップなごやでの保険加入を検討いただいた方がよろしいかと。</p> <p>…市確認中</p> |
| 実用化期間の契約 | <ul style="list-style-type: none"> コロナ禍が継続した場合、実際に運用できるのか | 市 | 5月 | 済 | <ul style="list-style-type: none"> コロナ禍でも技術公募の審査に係る利用希望があった場合は開館する |
| | <ul style="list-style-type: none"> 契約名称は実用化開発契約、導入（設置等）契約でよいか確認する必要がある。（表記揺れ防止） 金額配分は8千万、2億円でよいか検証する必要がある | 市 JRI | 7/21 | 済 | <ul style="list-style-type: none"> 開発契約8千万、導入契約2億円 上記を公募要項に掲載する |
| 最優秀者の辞退 | <ul style="list-style-type: none"> 最優秀者の選定後の辞退についてはどのような扱い | 市 JRI | 6月末？ | 済 | <ul style="list-style-type: none"> 契約締結前は辞退阻止は困難 ⇒MOUで協議期間に臨む |

1. 課題棚卸 検討事項リスト1)公募スキームの変更点⑦ 0721版

| 検討事項 | 概要 | 担当 | 期限 | ステータス | 備考 |
|--------------------------|---|----------------|------|-------|--|
| 公募要項別紙3 要求水準 | <ul style="list-style-type: none"> 別紙3の位置付けについて、要求水準とのすみわけ含め、確認しておく必要がある | JRI | 8/18 | 仕掛中 | <ul style="list-style-type: none"> 条件や制限については、要求水準の方に取りまとめる 別紙3では、施設の概要を示したうえで、天守設計における考え方や、荷重などの設定値を示すような資料とする |
| 建築審査会 (とBCJ評定の関係について) | <ul style="list-style-type: none"> 昇降技術は避難用途外で建築審査会を通過するのか？ BCJ評定を取得したからといって建築審査会を通過するのか。通過できないケースはないのか？ | 市 JRI 安井 | 7月末 | 要確認 | <ul style="list-style-type: none"> 本件、要確認です →竹中にも確認しましょう。 |
| 建築物付加設備以外の許認可制度 | <ul style="list-style-type: none"> 同様に建築審査会までに認証取得するでよいか？（間に合うのか？） | JRI | 6月上旬 | 済 | <ul style="list-style-type: none"> ヒアリングで確認したところ、一部事業者で、3年間の開発が必要なため、契約は事業者個別に期間を決めた方がよいです |
| 避難誘導経路 | <ul style="list-style-type: none"> 被災時において、障害者も含め避難できる仕組みづくり 竹中等とともに検討 | 市 | 年度内 | 仕掛中 | <ul style="list-style-type: none"> 防災評定等との兼ね合い 年度内で一定の方向性を ⇒昇降設備による避難は想定していない。 |
| 要求水準 | <ul style="list-style-type: none"> 要求水準については、いつの時点の要求水準か。現時点では審査時点でのものとなっているが、そのまでよいか。 | 市 JRI | 7/21 | 済 | <ul style="list-style-type: none"> 通常の性能発注では、製品導入時のものでありますか、今回は技術開発・調達にかかる公募のため、一旦審査時点で断面を探る。 導入時の要求については、契約に詰めていく |
| | <ul style="list-style-type: none"> 最低要求水準について、事務局レベルでは検証が難しいと思われる。そのため、実現性による足切り以外については、チェックリストを参加者に埋めてもらい、提出を受けることで、審査にあげた方がよいのではないか。 | 市 JRI | 7/21 | 済 | <ul style="list-style-type: none"> 最低要求水準ごとに参加者に○をつけさせ提出させる。事務局は○を確認するにとどめる 最低要求水準の充足の評価については、関係者コメントを参考にしつつ、評価員が審査で行う |
| | <ul style="list-style-type: none"> 要求水準と審査基準は記載事項が重複が多いため、要求水準・審査基準として統一してもよいのではないか？ | 市 JRI | 7/21 | 済 | <ul style="list-style-type: none"> それぞれ目的が異なるため統一しないで要求水準書、審査基準でいく。²⁰ |

1-7. 様式集 最低要求水準チェックリスト

※0630MTG資料(様式集 様式3-3)より抜粋

3-3 最低要求水準チェックシート

要求水準書に記載した最低要求水準について、満足しているか確認し、満足している場合は確認欄に「○」を記載下さい。最低要求水準を満足していない場合、失格となります。

| 区分 | 番号 | 内容 | 確認 |
|-----------------|----|--------------------------------------|----|
| 実現性 | 1 | 提案に実現性があること | |
| | 2 | 導入後も日本国内に5年間サポートし続けられる体制に関する提案があること | |
| | 3 | ライフサイクルコスト（10年程度）の抑制が図られていること | |
| 法令関係 | 4 | 必要な許認可が得られる見込みがあること | |
| 安全性 | 5 | 自社試験等により安全性が確保される見込みがあること | |
| | 6 | 停電、火災、地震等災害が発生した場合の対応策が講じられていること | |
| | 7 | 転倒等することなく安全でスムーズに昇降できること | |
| 価格 | 8 | 契約金額が指定する金額以下であること | |
| バリアフリー (有用性) | 9 | 1階までの昇降ができること | |
| 史実に忠実 | 10 | 柱や梁などの主架構を変更しないこと | |
| | 11 | 取り外すことにより、史実に忠実な状態に戻すことができる設置手法とすること | |

1. 課題棚卸 検討事項リスト1)公募スキームの変更点⑧ 0721版

| 検討事項 | 概要 | 担当 | 期限 | ステータス | 備考 |
|--------------|---|----------------|--------------|----------|--|
| 要求水準 (続き) | <ul style="list-style-type: none"> また、審査員にて足切りするための最低要求水準は「実現性 提案に実現性があること：技術の内容、関連する実績、事業計画、開発スケジュールが実現性をもった提案となっていること」を想定 | 市 JRI 安井 | 7/28 | 仕掛中 | <ul style="list-style-type: none"> 一度竹中とも打合せた方がよいです 市（坂田様）から候補日程（複数）提示後に調整。 |
| 審査基準 | <ul style="list-style-type: none"> 評点（つまり要求水準の重みづけ）について、決定する必要がある 審査基準で評点配分を厚くする「史実に忠実」について、定義を明確にしておく必要がある 「史実に忠実」の麓先生・三浦先生ヒアリング ※7/15打合せ後に追加 | 市 JRI ⇒市 | 8/13 7/15 | 仕掛中 済 | <ul style="list-style-type: none"> 要検討 市案あり 市案をもとに、各論点を載せて検討を進める。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> 金額について多寡の定量で評価することでよいか？ たとえば、ラック&ピニオン等の技術開発と空気減圧式では後者の方が低価格のため、評価される 金額の抑制努力についての評価も行うでよいか。 その場合は、金額そのものの定量評価とは別に評価すべき。 その場合は、通常の市況に照らした価格と比較した結果等のデューデリジェンスのような検証が必要と思料する。併せて識者への照会も必要かと。 ライフサイクルコストの面でも上記同様の評価方式でよいか。 参加者が上限いっぱいの金額を提示してくるようなケースへの対策をどうするか？ 上記のような価格点を設定しつつ参加者に低減努力を意識してもらいつつ、価格点以外でも逆転可能な配点シミュレーションが必要ではないか。 汎用性については、審査基準に残すでよいか。 | 市 JRI | 7/21 | 済 | <ul style="list-style-type: none"> 多寡の定量（絶対値）で評価する。 |
| | | 市 JRI | 7/21 | 済 | <ul style="list-style-type: none"> 抑制努力も金額そのものの評価とは別個で評価する。 参加者に抑制努力の記載を促す。 市況に照らした価格と比較しつつ、評価員にも検証してもらう。 |
| | | JRI | 7/21 | 済 | <ul style="list-style-type: none"> よい。 |
| | | JRI | 7/28 | 仕掛中 | <ul style="list-style-type: none"> シミュレーションしたく ⇒技術例で示した4技術の模擬結果がどうなるか見通しを。 |
| | | JRI | 7/21 | 済 | <ul style="list-style-type: none"> 他の導入実績では評価困難のことだが、付加設備の方針でも他の施設での活用にも言及しているため、残す。 評価方法は、実績ではなく、現存12天守などの類似施設にも導入可能であることを参加者に様式に記載してもらい評価員が評価する。 |

1. 課題棚卸 検討事項リスト2)タスク 0721版

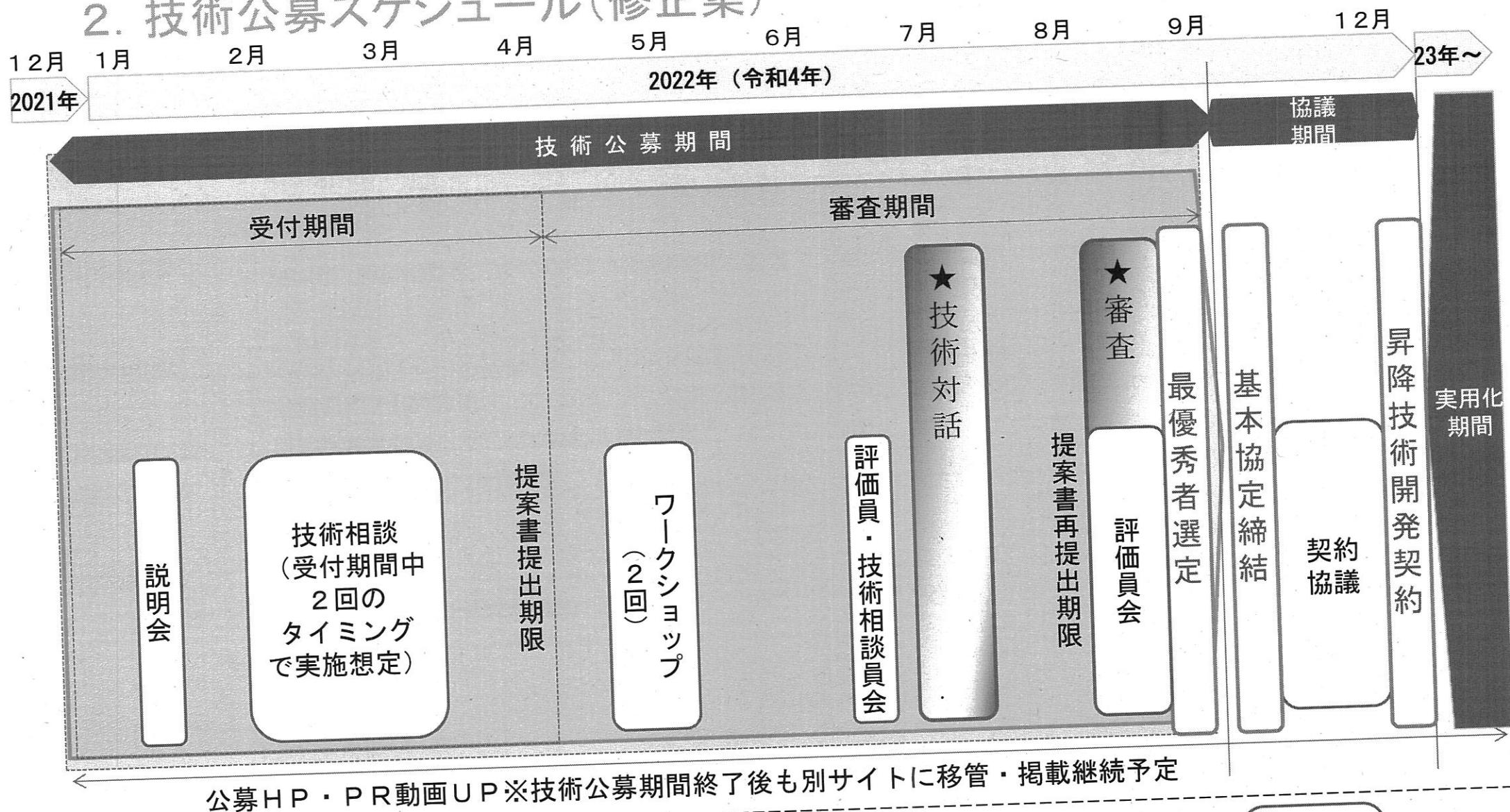
| 検討事項 | 概要 | 担当 | 期限 | ステータス | 備考 |
|---------------------|--|----------------------|---------------|-------|---|
| 竹中との情報交換 部会 | <ul style="list-style-type: none"> 会議体としての恒常化 当面は公募資料確定後に早々に開催 | 市 竹中 安井 JRI | 8/4 | 仕掛中 | <ul style="list-style-type: none"> 公募スケジュール変更の共有や 関与のあり方について、早々に 打合せしたく思います。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> 防火区画の追加設置等は竹中が担うべきという覚書（工事費がかかる事項について）が必要ではないか。何らかの契約的な握りが必要 今回の新技術についてB工事が発生しうる。通常は、新技術開発者負担となるが、課題は事業者が対象費用を見積もることが困難である点にある。 そこで、先日の竹中打合せで貴市からご発言の通り、まずは貴市が負担いただき、竹中に設計施工依頼をかけることが望ましいのではないか。 | 市 竹中 安井 JRI | 年度内？ | 仕掛中 | <ul style="list-style-type: none"> 継続検討 ⇒市負担ではあるが、やり方については、今後も継続検討事項 |
| BCJ昇降設備委 | <ul style="list-style-type: none"> 日程把握 | 市 | 5月 | 済 | <ul style="list-style-type: none"> 必要に応じて連携で済 |
| 参加者、外部機関 へのヒアリング | <ul style="list-style-type: none"> 6月に実施したヒアリング先に対して、とりまとめた公募諸条件（概要）を伝え、参加可能性を改めて確認 | JRI | 8月初旬 ⇒7/21 | 済 | <ul style="list-style-type: none"> 既に、導入時期が未定であると伝達しつつ、ヒアリング済のため、追加ヒアリングは行わない |
| Webアンケート調査 | <ul style="list-style-type: none"> グリズデイル・バリー・ジョシュア氏が運営するサイト「アクセシブル・ジャパン」上などで訪日外国人の障害者向けに本公募に関するニーズ調査を依頼 | 市 | 昨年度業務 | 済 | <ul style="list-style-type: none"> やらない |
| BCJ評定用のチェックリスト作成 | <ul style="list-style-type: none"> BCJとのやり取りを経つつ、とりまとめ | 安井 | 年度内 | 仕掛中 | |
| 天守閣内VR情報 | <ul style="list-style-type: none"> 本公募の参加者に対して情報提供 | JRI 竹中 | 6・7月 | 仕掛中 | <ul style="list-style-type: none"> 参加者に提示する3D情報については、整理して竹中に返答予定（0527竹中打合せより） |
| スイス大使館 サイバースロン連携 | <ul style="list-style-type: none"> 2019年度業務でリレーション構築したスイス大使館（鈴木恭子 在日スイス大使館科学技術部長）やサイバースロン（Roland Sigrist博士、実行委員長）との連携 | JRI 市 | 7月 | 済 | <ul style="list-style-type: none"> 7/12現時点ではスケジュールや状況からスイスの国益に沿つてないため、直接の協力は困難 |

1. 課題棚卸 検討事項リスト3) 契約関係 0721版

| 検討事項 | 概要 | 担当 | 期限 | ステータス | 備考 |
|----------------|---|-----|----------------|-------|---|
| Web・ロゴ事業者 | <ul style="list-style-type: none"> Web制作、ロゴ制作の再委託先契約更新 | JRI | 6月 | 仕掛中 | <ul style="list-style-type: none"> Web納品物について市確認中 再開後に今年度契約 <p>※下請負届、再々委託申請書（案）を作成し、提出（他も） ⇒再委託に向けて準備していますが、スピードダウンを指示済</p> |
| 映像事業者 | <ul style="list-style-type: none"> 映像制作の再委託先契約更新 | JRI | 6月 | 済 | <ul style="list-style-type: none"> 21年6月頃に第2弾契約想定 ただし、金額圧縮での対応想定 <p>⇒7月から再委託開始 ⇒スピードダウンを指示済</p> |
| 弁護士事務所 | <ul style="list-style-type: none"> リーガルチェック先として再委託 | JRI | 6・7月 | 済 | <ul style="list-style-type: none"> 6月18日より再委託開始 |
| 技術開発の支援 | <ul style="list-style-type: none"> 許認可制度設計に通じた事業者への再委託 | JRI | 4月 | 済 | <ul style="list-style-type: none"> 安井へ再委託 |
| 翻訳事業者 | <ul style="list-style-type: none"> 公募資料一式の英訳 Webサイトコンテンツの英訳 映像コンテンツの一部の公募情報 | JRI | 公募書類最終化後 7月 | 未着手 | <ul style="list-style-type: none"> 出来高払い 大幅に変更のため、費用は19年度業務と同程度の見込 <p>⇒コンタクト開始済</p> |
| 通訳事業者 | <ul style="list-style-type: none"> 説明会、個別相談会、プレビュー会、技術相談会、審査 | JRI | 公募開始まで | 未着手 | <ul style="list-style-type: none"> 21年度上期にコンタクトから |
| クラウドファンディング事業者 | <ul style="list-style-type: none"> 大学、JICA、世銀のアントレプレナー担当部署への告知 研究開発を加速化させるためのクラウドファンディング 公募終了後の実用化期間での契約受注者や選外となったが実用性が他分野で見出せそうな参加者へのファイナンス | JRI | 5・6月 | 済 | <ul style="list-style-type: none"> 再開後に協議再開 マッチングや開発加速化の支援 <p>⇒（マッチングの検討結果を受け）見送り</p> |

7/21打合せ後修正版審査期間中の天守閣部会は削除)、公募要項未掲載の非公式プロセスを追加

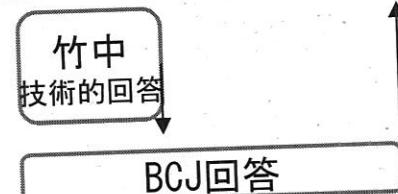
2. 技術公募スケジュール(修正案)



事務局側
プロセス

竹中説明

必要に応じて
竹中に市から
相談照会・対応



竹中・BCJ
技術的回答

参考・旧版 技術公募スケジュール(0623MTG提示資料)

9月

10月

11月

12月

1月

2月

3月

2021年度（令和3年度）

技術公募期間

受付期間

審査期間

説明会

技術相談期間
期間中2回のタイミング
で技術相談を実施想定

提案書提出期限

ワークショップ

評価員・技術相談員会

★技術対話

提案書再提出期限

評価員会

最優秀者選定

★審査

2次募集用提案書提出期限

評価員会

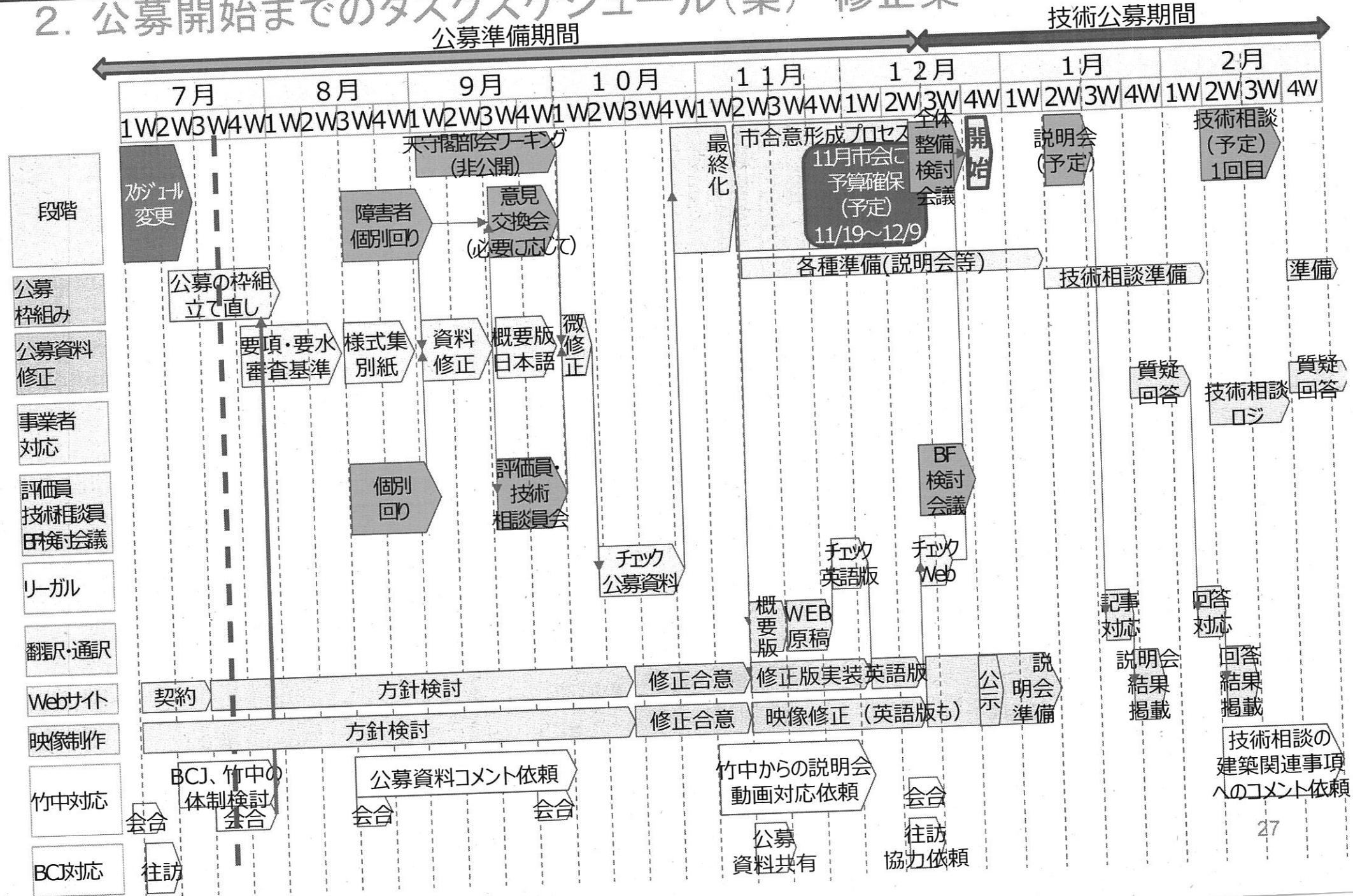
★審査
(2次募集)

補完的な採用者選定

公募HP・PR動画UP※技術公募期間終了後も別サイトに移管・掲載継続予定

7/21打合せ後修正版、日別エクセル表は7/26週前半に送ります

2. 公募開始までのタスクスケジュール(案) 修正案

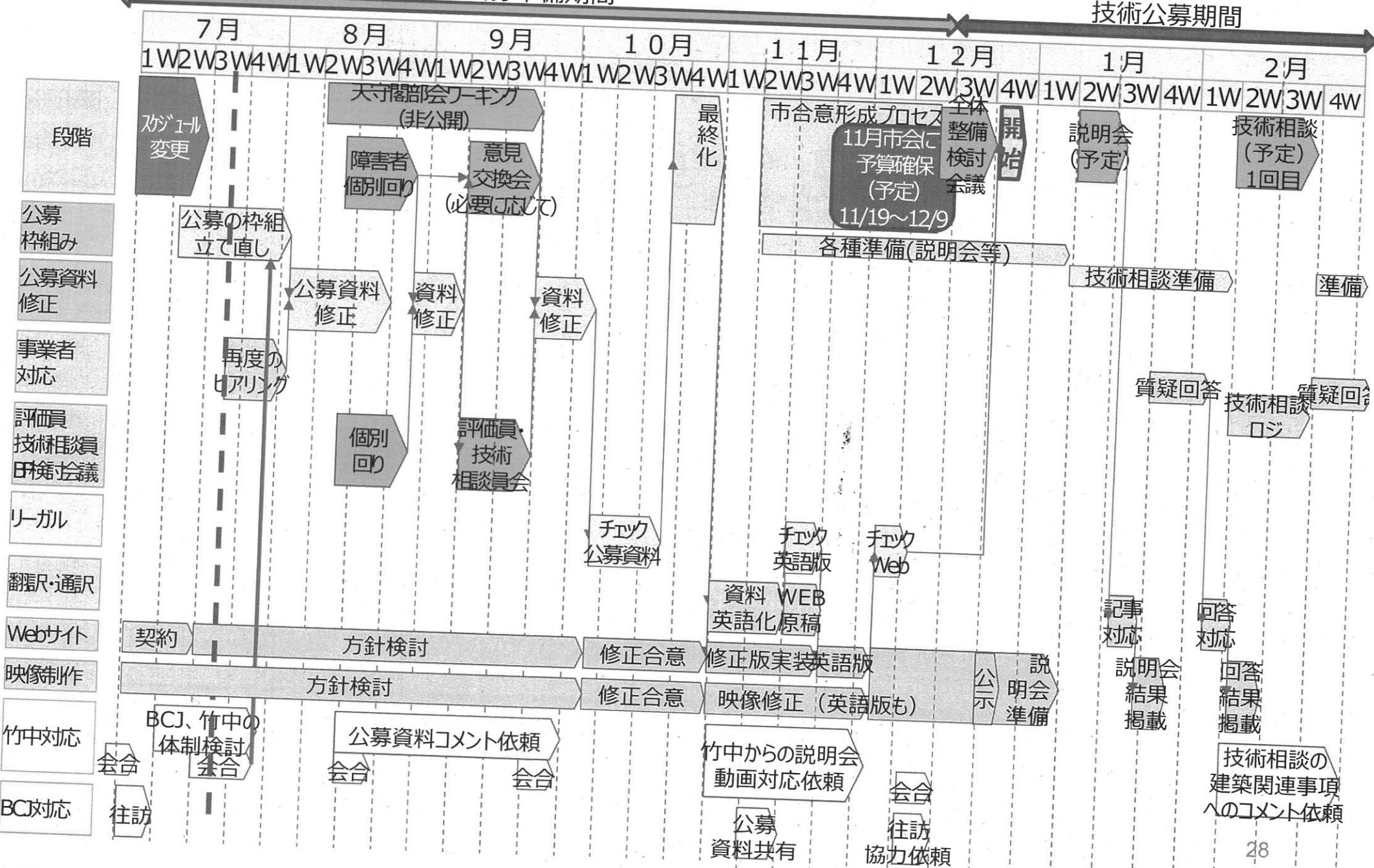


7/21、本日の議論次第で更に修正予定

2. 公募開始までのタスクスケジュール(案) 修正案

公募準備期間

技術公募期間



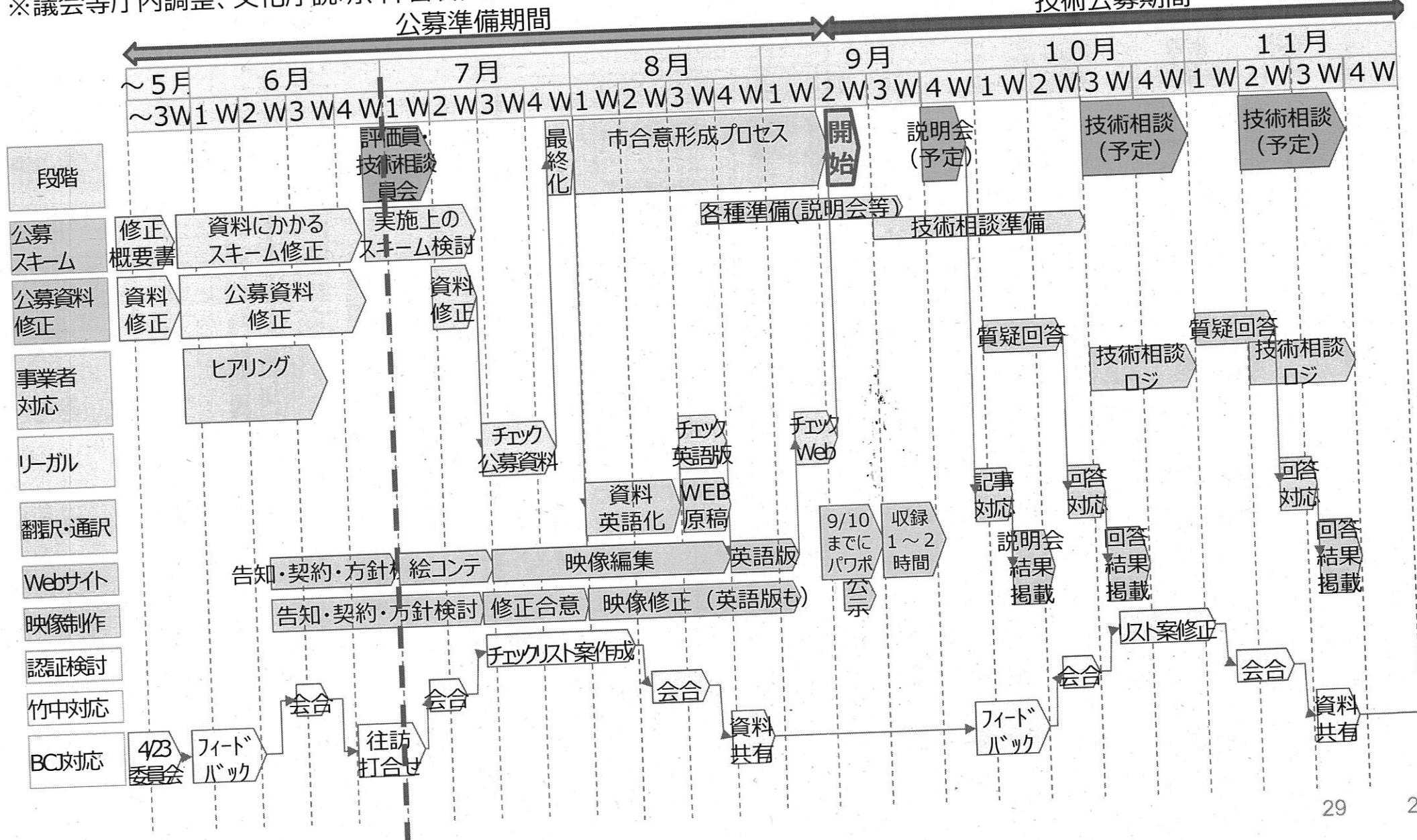
旧版

参考. 旧版: 公募開始までのタスクスケジュール(案) 4月以降

※議会等庁内調整、文化庁説明、障害者団体連絡会への説明とも連動するため、左記条件に応じて都度スケジュール調整

技術公募期間

公募準備期間



3. 次回アジェンダ

7月28日（水）09：30～11：00 ※オンライン会議、JRI一部対面

- | | |
|------------------------------|---------|
| 1. 名古屋市からの情報共有など | … 5分程度 |
| 2. 公募スケジュール及び公募準備詳細スケジュールの確認 | … 10分程度 |
| 3. 公募資料の確認 | … 50分程度 |
| 1. 公募要項の修正案確認 | |
| 2. 審査基準へのコメントバック | |
| 4. 課題棚卸、公募資料の反映方針確認 | … 15分程度 |
| 5. 竹中打合せについて | … 10分程度 |
| 6. その他 | |
| ① 次回打ち合わせの議題について | |